

令和6年度 第2回多摩区地域包括支援センター運営協議会 会議録

- 1 会議名 令和6年度第2回多摩区地域包括支援センター運営協議会
  - 2 開催日時 令和7年3月3日(月) 13:30~14:20
  - 3 開催場所 多摩区役所6階 災害対策本部事務局室
  
  - 4 出席者
    - (1) 委員 8名 岸会長、十市副会長、村山委員、大澤委員、酒井委員、楠委員、井上委員、木澤委員
  
    - (2) 事務局 8名 地域みまもり支援センター 武田所長  
地域みまもり支援センター 浅見副所長  
地域みまもり支援センター 地域支援課 曾我課長  
地域みまもり支援センター 高齢・障害課 小泉課長  
地域みまもり支援センター 地域支援課地区支援第1係 河井係長  
地域みまもり支援センター 高齢・障害課高齢者支援係  
市原係長 相川主任 渡邊
  
  - 5 欠席者 0名
  - 6 傍聴者 0名
  - 7 開会
    - (1) 開会の挨拶
    - (2) 委員紹介及び事務局紹介
  - 8 議題
    - (1) 地域包括支援センターの業務実績について(多摩区)【資料1】
    - (2) 地域ケア会議の取組状況について【資料2】
    - (3) 地域包括支援センターの業務検討について【資料3】
    - (4) その他
- <配布資料>
- 資料1 地域包括支援センターの業務実績について【多摩区】
- 資料2 地域ケア会議の開催状況について【多摩区】
- 資料3 業務検討委員会各区意見集約まとめ
- 参考資料1 関係法令(川崎市介護保険条例(抜粋)、介護保険法(抜粋)、川崎市地域包括支援センター運営協議会規則)
- 参考資料2 令和6年度 川崎市地域包括支援センター運営方針
- 参考資料3 地域ケア会議ガイドライン(R6.3版)
- 参考資料4 市業務検討委員会の位置づけ、手引き策定の進め方について

【司会】 それでは定刻となりましたので、只今から令和 6 年度第 2 回多摩区地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。本日、司会進行を務めさせていただきます、地域みまもり支援センター高齢・障害課の小泉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着座にて進行させていただきます。はじめに、会議の成立についてです。川崎市地域包括支援センター運営協議会規則第 4 条第 2 項の規定により、会議を開くには委員の半数以上の出席が必要とされています。本日は人の委員中全員が出席されていますので、会議は成立することを確認いたしました。続いて、会議の公開について御説明いたします。この会議は川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第 3 条に基づき、公開となります。会議録の作成のため、会議内容を録音させていただきますので御了承ください。また、会議録では発言者が分かるように委員名を記載するものとし、文書開示請求があった場合には委員名は原則開示されることとなりますので、よろしくお願いいたします。なお本日の傍聴人は今のところいらっしゃらないので、そのまま進行させていただきます。それでは開会にあたり、地域みまもり支援センター所長、武田より御挨拶させていただきます。よろしくお願いいたします。

【武田所長】 皆さん、こんにちは。マイクを使う距離ではないのですが、録音をしておりますのでマイクを使わせていただきます。本日はお忙しい中、またお足元の悪い中、本会議に御参加いただきまして誠にありがとうございます。今年度 2 回目ということで、最後になりますけれども、今日の次第によると、議論いただくというよりは御報告をする内容がメインになるかと思いますが、どうぞ皆様におかれましては御忌憚ない御意見、御質問等あればいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございます。続きまして、委員紹介及び事務局紹介に移らせていただきます。委員につきましては事務局の方から御紹介させていただきます。多摩区医師会、今年度会長をお願いしております、岸委員です。

【岸会長】 よろしくよろしくお願いいたします。

【司会】 お隣、多摩区薬剤師会、今年度副会長をお願いしております、十市委員でございます。

【十市委員】 よろしくよろしくお願いいたします。

【司会】 多摩区歯科医師会の村山委員でございます。

【村山委員】 よろしくいたします。

【司会】 多摩区社会福祉協議会の大沢委員でございます。

【大沢委員】 よろしくいたします。

【司会】 多摩区介護支援専門員連絡会の酒井委員でございます。

【酒井委員】 よろしくいたします。

【司会】 続きまして、多摩区老人クラブ連合会の楠委員でございます。

【楠委員】 よろしくよろしくお願いいたします。

【司会】 続きまして、多摩区民生委員児童委員協議会の木澤委員でございます。

【木澤委員】 よろしくお願ひいたします。

【司会】 続きまして、川崎市看護協会の井上委員でございます。

【井上委員】 よろしくお願ひいたします。

【司会】 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局の自己紹介 ※省略)

【司会】 以上になります。それでは先ほど資料を確認いただきましたが、落丁等ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。それではこれより議事に入ります。進行を岸会長にお願ひいたします。

【岸会長】 よろしくお願ひいたします。それではまず議題 1、多摩区地域包括支援センターの業務実績について、事務局からよろしくお願ひいたします。

【事務局】 地域包括支援センターの現況について御説明しますので「資料 1」を御覧ください。まず、こちらの表は第 1 回地域包括支援センター運営協議会でもお示しいたしました、業務実績をまとめたものです。今回については令和 2 年度からの表に加え、令和 6 年の現時点と比較ができるよう一番右、太枠で囲んだ箇所にと令和 5 年度 12 月までと令和 6 年 12 月までの実績をお示ししております。今回についてはこの太枠で囲んだ 2 つのデータを比較し、数字の変動が多い箇所を中心に御説明いたします。

はじめに (1) 総合相談支援事業ですが、「相談件数」は毎年増加傾向にあり、さらに令和 6 年度においても既に 6,000 件を超えております。こちら資料にはございませんが、相談者の内訳について、本人や家族からの相談が多いことが例年の傾向としてありましたが、今年度につきましてはサービス事業者からの相談件数が 1,028 件となっております。こちらは令和 5 年度の同時点で 624 件でしたので、約 2 倍の件数の増加となっております。資料に戻りまして、その下の段の実態把握名簿についてですが、例年の数字の上がり幅と比例しての増加傾向となっており、登録者は既に令和 5 年度の数字より 1,400 件増加となっております。こちらの数字については、終結した支援については削除された後の数字となります。

「継続相談」に更に「新規相談」が追加され、且つ新規相談も終結されずにそのまま支援が継続されていることが考えられます。更にはこちら資料にはございませんが、相談支援の内訳について触れさせていただきますと、最も増加した上位 3 項目については「1 生活上(生活支援に関する)問題」、「2 医療・健康管理全般」、「3 安否確認」でした。区としても、安否確認や健康管理が不十分で入院調整が必要となっている高齢者の相談を多く受けております。このような点から、すぐには解決できない相談内容が増えている状況がうかがえるかと思ひます。続いて下、(2) 権利擁護業務ですが、こちらの表は相談件数のうち、相談内容別の内訳から「成年後見」、「認知症に関する相談」、「虐待」に関する相談件数を再掲した表となっております。こちらについては成年後見に関する相談は半数程度の減少、それ以外は令和 5 年度と同程度の数字で横ばいですが、現状の見立てからは「認知症に関する相談」や「虐待」については減少することはないのではないかと思ひます。現在、単身高齢者で、長引くコロナ禍で体力が低下し、人と会う機会が減少し、認知症の進行や生活上

の課題を抱えたまま潜在化していた高齢者を、重篤化した状態で支援機関が実態把握するケースも少なくありません。我々高齢者支援係にて成年後見人市長申立の事務を行っておりますが、件数としても減少はしておりません。一方で、後ほど御説明いたしますが、ケアマネジメント調整会議などでケアマネジャーから身元保証に関する情報などを議題として取り上げてほしいとの要望が増加しております。こういったことから、既に支援している高齢者については支援者間で重篤化する前に対応する意識が高まっていることが、成年後見についての相談数としては減少に繋がったのではないかと、一方で地域への働きかけなど見守りネットワークの取り組みの成果として、潜在的な要支援者の掘り起こしができているということが数字にも表れていると思います。これらの掘り起こしについては

(4) ネットワーク構築にて説明いたします。続いて(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務についてですが、「ケアマネジャーへケース対応や支援をした件数」は、昨年からはほぼ横ばいで推移している状況です。また、この2年間で、特に川崎市北部を中心にケアマネジャー不足が深刻化し始めている状況となっていることから、今後の件数は増加していくものと考えられます。なお、この課題については、次の「2-1 介護予防ケアマネジメント請求実績」の中で御説明いたします。続いて(4) ネットワーク構築についてですが、こちらは他団体や関係機関が主催する事業に協力し支援を行った場合や、その場に参加して広報や支援活動を行った場合の実績になります。コロナ禍においては、他団体による主催事業も中止となる場合が多く、ネットワーク構築の件数も影響を受けてきましたが、現在は積極的に構築を図っている状況です。具体的なアプローチ先として最も多かった団体は、いこいの家で、昨年度より2倍以上の件数となっております。具体的な活動としては、いこいの家を利用している自治会などに地域包括支援センターの周知、認知症サポーター養成講座の案内の実施、まちの保健師を開催するなどの取り組みを行っています。また、これらの周知によって地域住民から、課題を抱える高齢者の情報などの相談が寄せられることも多くなりました。こちらの一つの潜在化した要支援者の掘り起こしのきっかけになっているのではないかと考えております。最後に、「2-1 介護予防ケアマネジメント請求実績」ですが、地域包括支援センターの業務の1つとして要支援1、2と認定された方のケアプランを作成していき、国民健康保険団体連合会に請求を行った実績数になります。ケアプラン作成は地域のケアマネジャーに業務委託することができます。令和5年度は、先ほど課題として御説明いたしましたケアマネジャー不足の影響を受け、委託件数が減少しています。これらの状況を受け、区の地域包括支援センターでは委託業務について可視化するため、「地域包括支援センター ケアマネジャー委託業務」と題し、令和5年度から毎月各地域包括支援センターから業務状況の集計を共有しながら、それらの業務について横連携の強化として話し合う機会を設けております。2-2の資料はそれらの令和5年度、令和6年度の12月時点での数字でございます。こちらで比較しますと、ケアマネジャー事業所へ依頼を断られた件数について、令和5年度の1/2に減少していることが分かります。しかしながら、業務の委託状況については令和5年度に比べ、新規依頼数自体は減っておりますが、委

託率で計上すると約 25%から約 22%に微減となっており、あまり変わらない状況でございます。事務局からの御説明は以上です。

【岸会長】ありがとうございました。地域包括支援センター業務実績についてですか、何か御質問ありますでしょうか。

【酒井委員】はい。多摩区介護支援専門員連絡会の代表幹事の酒井と申します。権利擁護業務に関して、資料 1 の権利擁護業務に関してですが、私どもの実感として一人暮らしの方で権利擁護を要する人が多くいらっしゃいます。また男性一人暮らしの方が増えているという実感があります。コアメンバー会議、ネットワークミーティングが 40 件で多いようですが、やはり上の課題を受けた上でこのコアメンバー会議の数につながっているという受け止めでよろしいのでしょうか。

【事務局】そうです。一番上から 3 段目の虐待件数というものがございまして。これらの件数について虐待として認定するにあたっての会議が、このコアメンバー会議になります。虐待として、こちらで相談を受理した後に事実確認をして、それらについて地域包括支援センターの職員と高齢・障害課課長、係長と地区担当の職員が協議しまして支援にあたっていくわけなのですが、その中でこの上の 3 段目の虐待というところと、コアメンバー会議及びネットワークミーティングというところは、ほぼ同じ推移というところで考えていただければと思います。

【酒井委員】わかりました。

【岸会長】はい、その他、御意見、御質問、ありますか。それでは次の議題に行きます。議題 2 議題「地域ケア会議の取組状況について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】続きまして議題の 2 番、「地域ケア会議の開催状況について」、御説明します。その前に、地域ケア会議とはどのようなものか、参考資料の冊子を用いて御説明させていただきます。まず参考資料の冊子、1 ページをお開きください。こちらは地域包括支援センター運営協議会についての位置付けなどをお示ししたのですが、こちらの下の方の図に「地域包括支援センター運営協議会と地域ケア会議の体系」をお示してありまして、その中央部分の太枠で囲まれた「地域包括支援センター」の上の矢印が伸びた先に、この運営協議会が位置付けられておりますが、括弧書きで「兼 ⑦区地域ケア推進会議」と記載されております。ここで「区地域ケア推進会議」の説明をさせていただきます。参考資料 1 の 4 ページ、おめくりいただきまして、中段にございまして、数字 4 の段落を御覧ください。こちらは川崎市介護保険条例第 5 条の 3 の第 4 項ですが、ここに「区地域包括運営協議会は、当該区における地域包括支援センターの設置及び運営に関する事項並びに法第 5 条第 4 項に規定する施策の包括的な推進に関する事項について調査審議する。」とあり、この後段の「介護保険法第 5 条第 4 項に規定する施策の包括的な推進」という箇所が「区地域ケア推進会議」の設置根拠となっております。この介護保険法第 5 条第 4 項では何が規定されているかといいますと、ページをおめくりいただきまして、参考資料冊子の 5 ページの太枠で囲んだ部分を御覧ください。こちらに国及び地方公共団体の責務として、国及び地方公共団体は、「被保険者が、

可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策と有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない」とあります。参考資料の冊子 19 ページをおめくりいただきまして、「2 川崎市の地域ケア会議の機能種類」、下段の「図 7 川崎市の地域ケア会議の種類」の一覧を御覧ください。下から 3 段目に「⑦ 区地域ケア推進会議」がありますが、「主な参加者」の欄で「区地域包括支援センター運営協議会と一体開催」とありますので、本運営協議会では、この地域ケア推進会議も兼ねるとい形でございます。また、会議の種類とそれぞれの主な機能についても合わせて御説明いたしますと、表の一番上、①の個別ケア会議は個別課題解決や地域課題の把握などを行うもの、②の地域ケア圏域会議はネットワークの構築を担うもの、また、相談支援・ケアマネジメント会議は③の包括主催の調整会議と④の区役所主催の推進委員会とがあり、どちらもケアマネジメント機能の強化を担うものとなっております。以上が地域ケア会議の全体像となります。前置きが長くなってしまいましたが、議題 2 の 3 ページにあります、資料 2 地域ケア会議の取組状況について御説明いたします。こちらは、1 の個別ケア会議から順番に 4 月から 12 月までの開催状況を御説明いたします。枠囲みの箇所ですが、「主な検討事例」を参考につけさせていただきます。(1)「開催回数」は 6 回で、どの会議も独居の高齢者世帯への課題について検討していました。また、回数は少ないですが、生活課題については複数に該当する世帯の検討でなされており、課題が複雑化していることが見受けられます。続いて、4 ページ、2 番の地域ケア圏域会議ですが、こちらは医療のこと、支援機関の紹介、災害についてなど幅広い課題をテーマに取り上げている包括が多く、共催で実施している包括もございました。「開催回数」は 11 回となっております。最後に、3 番の相談支援・ケアマネジメント会議ですが、今年度は個別避難計画作成が開始されたことから、作成にあたり防災についての知識等を深めること、またいざという時に連携できる関係作りを目的として「発災時の対応」をテーマに研修形式で開催しております。また、包括主催の相談支援・ケアマネジメント調整会議については、身元保証に関するなどをテーマで開催されております。

「開催回数」は、12 月時点では 3 回となっておりますが、1 月から開催している包括も見受けられるため、今後増えていく予定です。事務局からの御説明は以上でございます。

【岸会長】ありがとうございました。地域ケア会議の取り組み状況について何か御質問、あるいは御意見ありますか。この個別ケア会議の開催回数、昨年同時期は 18 回、かなり少ないようですが。

【事務局】開催回数の減少について、原因は難しいところですが、コアメンバー会議は支援レベル 3 以上、行政が介入しての支援で、ここで我々の支援の方向性を決定するものになってくるのですが、個別ケア会議は、地域包括支援センターが主催で支援困難ケースについて検討する会議となっております。地域包括支援センターとして個別ケア会議を開催でき

ているところが 6 回ですが、現状では開催できないという状態なのではないか、余裕がないというところが見受けられます。

【岸会長】忙しくて開催できないということでしょうか。

【事務局】この会議は 2 時間くらいかかることもありますので、業務量などを考えるとその他のケースカンファなどで個別ケア会議を補っている可能性もあるかと思われます。

【岸会長】ありがとうございます。その他、何ありますか。よろしいですか。では次の議題に移ります。議題 3「地域包括支援センターの業務検討」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】議題 3「地域包括支援センターの業務検討」について御説明します。川崎市には現在、49 の地域包括支援センターがあります。業務につきましては、厚生労働省から委託された長寿社会開発センターが作成した『地域包括支援センター運営マニュアル』に基づき実施されていますが、このマニュアルは各市町村でルールを整備することを前提としている記載も多く、現時点で独自のマニュアルがない川崎市では業務実施にばらつき生じている現状があります。また相談件数の増加、相談内容の複雑化等で地域包括支援センターの業務負担の増大もあり、業務の標準化による負担軽減の方針が国からも出されています。そこで、これらの課題の解決に向けて業務検討委員会が立ち上げられました。参考資料冊子の 43 ページを御覧ください。「3 出席者」のとおり、委員会の構成メンバーは各区地域包括支援センターから 1 名、各区高齢者支援係から 1 名、他本庁職員となっています。45 ページを御覧ください。委員会で議論されたことは、毎月行われている各区地域包括支援センター連絡会議にて報告され、また連絡会議で議論、提案されたことを次の委員会で検討する等、できる限り多くの地域包括支援センターの意見を活かせるよう取り組んでいます。なお、今回のテーマについては今年度から 3 年かけて取り組むことを予定しています。次に資料冊子 5 ページ資料 3 を御覧ください。こちらは直近 1 月に開催された委員会の資料になります。ここでは主に、業務の標準化のうち、新人、新任職員に対する人材の育成方法の標準化について議論を行っております。新人、新任期の育成方法の標準化はもちろん、それに付随する形で相談業務に関するフローの改定や相談記録シートの標準化も検討し、新人、新任期だけでなく職員全般が活用できる、川崎市全体の地域包括支援センターのあり方、業務の標準化を目指しています。6 ページを御覧ください。こちらは『川崎市地域包括支援センター職員として総合相談を受ける心構え 4 箇条』を取りまとめたものです。この検討会で業務課題を抽出していく中で、新人職員が実際に困っていることとして「他の職員がおらず一人で判断しなければならない時」「わからないまま曖昧な回答をしてしまい、支援が後手に回ってしまう、相手に過大な期待をさせてしまう、状況悪化を招き不信感、苦情につながってしまうことがある」等、相談を受ける際の迷い、困り感が挙げられました。そこで、相談を受け具体的にどう対応するか以前に、どのような心構えで相談を受けることでより良い支援につながられるかを提示することとしました。委員会で検討を重ね、わかりやすくポイントを押さえたものとして「その 1 まずはいったん受けとめる・寄り添う」「その 2 その場で

すぐに（すべて）解決しようと焦らない」「その3 ひとりで決めず、抱えずに、チームで」「その4 地域から信頼される職員に」の4箇条にまとめ上げました。また、この心構えを持つことでどんな効果があるかについても提示しています。この4つの項目にまとめた背景について少し説明させていただきたいと思います。資料9ページを御覧ください。「その1 まずはいったん受けとめる・寄り添う」とありますが、相談される方は皆さん、なんらかの不安、心配を抱えていらっしゃると思います。この場面では、早く解決しようと相談を受けた側がどんどん話を進めるのではなく、まずは相手を受け止め寄り添った方が信頼関係を作りやすく、より良い支援につながれるとの考えから挙げています。次に10ページを御覧ください。「その2 その場ですぐに（すべて）解決しようと焦らない」とあります。その場ですぐ解決できる御相談は滅多にありません。また解決方法も一つではなく、複数の視点からの意見を得ることでより良い支援につながるとともに、それらの経験が知識を増やした技術力の向上に繋がるとの考えから挙げています。次に11ページを御覧ください。「その3 ひとりで決めず、抱えずに、チームで」とあります。これは「その2」にも通じるところでもあります。複数の人々で相談内容を共有することで多様な意見が出され、より良い支援に結び付く可能性が高くなるとともに、相談を共有した職員の経験値を高めることにもつながるとの考えから挙げています。次に12ページ「その4 地域に信頼される職員に」とあります。地域包括支援センターはお住まいの地域で担当のセンター決まっており、利用者は自由に選べる立場ではなく、たとえ不満があったとしても訴えにくい構造があります。そのため、日頃から地域や関わりのある事業者等関係者から信頼を得られるよう心掛け、それは地域包括支援センターが安心できる相談機関と思ってもらえることにつながることを意識してほしいとの考えから挙げています。議題3の説明については以上となります。

【岸会長】ありがとうございました。地域包括支援センターの業務検討についてですが、心構え4箇条について、各委員の皆様から御意見御感想をいただければと思いますが、いかがでしょうか。大澤委員、いかがでしょうか。

【大澤委員】説明の通りだと思うのですが、その通りだなと思います。申し訳ありません、他用がございまして、途中で失礼いたします。

【岸会長】はい、ありがとうございます。

【大澤委員】はい、失礼します。

（大澤委員、途中退席）

【岸会長】酒井委員、いかがでしょう。

【酒井委員】はい。地域包括支援センターの方には、普段の業務でもケアマネ連絡会でもよくお世話になっています。地域包括支援センターの方々とは、私ども、日頃から一緒に協力して、業務を委託された部分もやっていますが、本当に職員がなかなか定着しない、欠員が生じているところが実際ありますし、それでも持ち込まれる相談件数が多くて大変だなと思っています。このようなものができたらすごくいいと思います。新人の職員を対象にして

いますが、新人の職員は主に新卒で入ってこられるのか、何ヶ所かで経験を積んで入ってこられるのか、実情はどういうものなのでしょう。それによってもかなり違うと思うのですが。

【事務局】多摩区の今年度の包括の状態は、新卒、3月で大学を卒業した、4月からの新人職員という方はいらっしゃらなかったです。ただ、若い年齢、二十代の保健師の方がいらっしゃいます。また経験のある看護師の方、もともと訪問看護の事業所で働いていて包括に移ってこられた方もいらっしゃいます。所謂新卒、新人というよりも、別の事業所での経験がある、ケアマネジャーをされていた、主任ケアマネの資格を取られた等、経緯は様々でした。多摩区のみではありますが、そのような状況でした。

【酒井委員】ありがとうございます。

【岸会長】いいですか、はい。では井上委員、いかがでしょうか。

【井上委員】はい。ありがとうございます。たしかにこの心構え4箇条、そのとおりですけれども、その4番の「地域から信頼される職員に」というところが、特に難しいのではないかと思います。多様性というところもありますし、そこをいかに教育していくか、ここが重要なのではないかと感じました。以上です。

【岸会長】ありがとうございます。では、村山委員。

【村山委員】私も長いこと在宅診療、歯科医師会でやっておりますが、地域包括支援センターについて詳しく理解していない部分もあります。こういった多職種、多くの方々働く組織で具体的に方向性が定まってない部分があるということを知らず、話を聞いておりました。既にマニュアル、わかりやすいものがあるのかと思っていました。今ここに来て、包括について知り、これを多摩区の歯科医師会に報告して、歯科医師会での理解を深めていけたらと思っております。趣旨からやはずれましたが。

【岸会長】ありがとうございます。では楠委員。

【楠委員】そうですね、3番の「ひとりで決めないで、抱えずにチームで」というのは、これはとてもいいことだと思います。やはり皆さんの知恵を借りて、努力なさっているということですね。

【岸会長】ありがとうございます。では木澤委員。

【木澤委員】民生委員として、地域包括支援センターの方とは接触する機会があるのですが、4番目の地域に信頼される…は私が接触ある、接点のある包括の皆さん、本当にしっかりと仕事をしていただいている、本当に信頼出来ていて、なにかあった時にすぐ相談をして、するとすぐ対応していただけています。この前も老人、サ高住の話し合いと一緒に参加をしていただいて、そういう接点がありますので。一人で決めない、すぐ解決できる問題はない、確かにそうです。徘徊する老人がいたり、精神的な病気で騒いでしまわれる人がいたり、そのような問題はなかなかすぐに解決できない問題ですが、それでも粘り強くしっかりとフォローしていただいているので、私としては非常にありがたい存在であるし、有意義な組織だと思って感謝しています。

【岸会長】はい、ありがとうございます。その他になにか。ある程度統一したことを決めておかないと、各事業所で全部違うと齟齬ができてしまうと思うので、そちらの方は是非統一していただければと思います。その他何か、御意見、御発言、その他のことでも何かあれば。十市委員、いかがですか。

【十市委員】そうですね、やはりこの4箇条は大切ですね。マニュアル化していくのは重要だと思います。

【楠委員】本当にわからないです、実際どういったことがあるのか。こういう皆さんが担当している方達を、こういうことがありましたという具体例があるといいと思います。今、文章だけで伺っていると大変だろうとわかるのですが、今話があったように徘徊がある、いろんなことがあると思いますが、この文章からだあまり汲み取れないので、御苦労が見えにくい、それが聞ける場面があるといいと思います。

【岸会長】 次回の会議に何か提示できる可能性がありますか。

【事務局】地域包括支援センターの方が直接御支援している、とても大変だった事例等を御紹介すると委員の皆さんももう少しイメージがわく、ということでしょうか。

【楠委員】そうですね。

【事務局】はい、ありがとうございます。そうしましたら、来年度そういった部分も提示させていただきながら、具体的に包括がどうやって動いているかを皆さんにお伝えしながら検討していただく、御意見いただくようにできたらと思います。ありがとうございます。

【楠委員】はい、ありがとうございます。

【岸会長】その他になにか。よろしいですか。なにか御意見を、追加で。はい、それでこれで本日予定された議題は以上です。委員の皆様、本日はありがとうございました。それでは進行を事務局にお戻しします。

【司会】岸会長、ありがとうございました。それでは少しお時間が早いのですが、「その他」に移らせていただきます。委員の皆様から情報提供や意見交換などを行いたいということがございましたら、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【酒井委員】はい。多摩区ケアマネ連絡会の酒井と申します。地域包括支援センターの具体的な事例というのは、個人情報にかなり配慮してお話しなければならないような部分はありまして、すぐ即答できないのではないかと思います。私どももそうなのです。また、いろいろな相談内容がありますが、一人暮らしの方が多いということで、成年後見のような御相談の場合は具体的には包括に御相談いただければと思います。私どももケアマネ連絡会として、今本当に一人暮らしで親族がいない、いてもあてにならないで、そういう方はどうしたらいいのと、ケアマネが抱え込んでいる現状を認識しています。そこでケアマネ連絡会で3月12日に、お一人様の老後との主題で講演会を企画しております。こちらの多摩市民館の大会議室をお借りしまして午後6時からで、どなたが参加されても構いません。ファイナンシャルプランナーの方をお招きして、対応困難事例、お金がない、身寄りがいない、そういう方に対してどのようにアプローチしていくか等を話していただきます。あとケアマネ

ジャーや地域包括支援センターは何でもできるわけではなんです。特に財産に関することは、一定の資格を持った方でないとできませんので。どのようにして支援していくかという具体的な事例をもとにお話ししていただきますので、是非お時間がある方、興味のある方、いらしていただければと思います。

【事務局】はい、酒井委員、ありがとうございます。3月12日、水曜日ですね。ありがとうございます。ケアマネの方達も多く集まれる研修ですよ。

【酒井委員】そうですね、まだ集約中ですが。でも大会議室だと100人は入れますから、大丈夫です。

【事務局】ありがとうございます。皆さん、お時間あって御興味があれば是非御参加いただければと思います。本当にありがとうございます。他の委員の方、何かありますか。

【木澤委員】すみません、ちょっと皆さんのお知恵をお借りしたいのですが。最近、オレオレ詐欺や闇バイトの強盗等ということであって、一人暮らしの高齢者、普段の体が弱っている方、なかなか表に出てきてくれない方がいらっしゃる。例えば4日、5日、雨戸閉まったまま、いるかないかわからない、でも夜になると電気が付く。そういう時にいくら声をかけてもノックをしても「なにになにさんいますか」と言っても出てこない、そのようなケースはありますか。

【事務局】なにかそういうケースに対応したことがある方。

【酒井委員】私どもが対応しているケースの方は契約している御利用者様、御家族様だけなのですが、訪問で回っているといわゆる一人暮らしで大きなお家にぼつんといられる方、とても警戒心があります。私どももお声かけをして、変な電話がかかってこないか等注意喚起します。しっかりされている方だと相手にしない、電話は切ってしまう。それでいいのですが、それなりの立場の方が行った時も拒否してしまうということですよ。

【木澤委員】そうです。例えば玄関に牛乳があります、新聞がたまりっぱなし、そういう時に安否確認のために声をかけるのですが、最近によくわからない電話出ないようにしている、簡単にドアを開けてはいけない、返事をしないとされていると、応答無く本当に様子がわからない。この前の事例ですけども、警察、消防、包括等が集まって、消防が家の2階から入って寝ているところを発見したことがありました。そうしたら御本人、高齢でパニックになってしまって、それを収めるために随分時間がかかったことがありました。どうすればいいのか…。

【事務局】そうですね、事務局の方から。

【事務局】我々担当として、係が福祉事務所の代表番号になっておりますので、地域の方々から多く相談を寄せられるのですが、区役所地域ケア推進課の中で見守りネットワークと言いまして、例えば新聞が溜まっている、牛乳が置きっぱなし等の情報を地域ケア推進課で受け、そこで対象者が65歳以上だった場合、こちらに情報がないかどうかということで確認をするのですが、この際には必ず包括にも連絡させていただいています。包括とは、高齢者の生活実態調査、75歳以上の方で介護認定を受けてらっしゃらない方、一緒に住んでい

る 75 歳未満の方がいらっしゃらない方の名簿を共有させていただいています。その中で何も情報がない時には、地域の相談窓口として見回りの訪問に行っていただいています。そういった業務が、先ほど私が御説明させていただいた安否確認業務ということになります。いろいろな方がいらっしゃって、家の中を見てみたらごみ屋敷、また浮浪者に近いようなひげも伸びっぱなしの状態の方等、そういった方を救い出すことから始まって、その方が例えば医療にかかってない、認知症かもしれない、以前は支援されていたようだが、ここ数年は支援されていない等、本当にいろいろな社会資源から分断されている、孤立した高齢者の方が多くいらっしゃいます。それらについてはほとんど地域包括支援センターに、まずはワンストップで相談を受ける、情報を確認する等、その業務を担っていただいています。その時にはもちろん、民生委員の方も見回りを一緒にしてくださっているので、民生委員の方が情報をお持ちでないか、そういったことでも御協力いただいています。

【木澤委員】そういうケースの時どうやって伝えていけばいいのか、今日も市の常任理事会でいろんな話題が出ました。いろんな方がいらっしゃる。隣の方から大丈夫なのかと連絡が来るけど、電気が付いた、でも物が玄関にいっぱい溜まっている、行っても出てこない。この前、ドアをドンドン叩いたら 2 階のベランダから顔を出した方がいました。

【事務局】最初に安否確認で実態把握した場合には、その後の見守り業務として定期的に包括が訪問する場合があります。なるべく対象の方の心が開くまで待つような対応をされています。他には近隣住民の方にも少し情報共有させていただいて、あの方、ここで見かけたというような情報集約をさせてもらって、なにか支援のきっかけがあった場合にはそこから入れるよう、アウトリーチしていくようにしています。

【木澤委員】ありがとうございます。

【酒井委員】怖がってしまって出てこない、出てこないうちに認知症を発症しているケースがあります。

【岸会長】何か対応をしないと。どこが行くのか、警察が行くのかわからないです。

【酒井委員】たくさん人が来ると驚かれますけど、「生きていてよかったね」と確認できればいいのではないかと思います。逆に牛乳や新聞をためてしまっている方が怖いです。

【木澤委員】御飯も食べられていないかもしれないと。

【酒井委員】そうなってしまっている方もいると思います。

【岸会長】これから 5 年、10 年がピークではないでしょうか、団塊の世代で。その辺もたくさんいるわけですし、そういう時に安否確認をどこで、誰がやるのかというのは、ある程度マニュアルのように決めておかれた方が良いでしょう。例えばその家に入り込む権限がないといけない等、いろいろありますよね。個人情報もありますし、そういうものも検討課題になりますね。

【事務局】ありがとうございます。包括に連絡が入ることもありますし、私どものところに入ることもあります。先ほどお話した地域ケア推進課に連絡が入るようなことがあります。そうなる関係者で集まって誰が何を対応する、警察通報するか等段取りをします。ア

ンテナを立ててくださる、気にかけてくださっている方が近所にいらっしゃることは、大変ありがたいと思っています。とても気苦労をされていらっしゃるのかと思いますが、本当にありがたいなと思います。

【酒井委員】そういう孤立してしまう方は、サービスが何も入っていない方のほうが多いです。ケアマネがつくと、キーボックスを付けて家に入れるように契約されています。そういうことがなくても月 1 回は訪問していますので、そういうことはあまりならないですけど、やはりサービスが入る以前のその方をどう見守っていくかが問題ですね。

【岸会長】戸建てはまだ分かりやすいのですが、マンションになってしまうと本当全くわからないですね。オートロックが多くなっていますし。

【酒井委員】オートロックだと、全く分かりませんよね。

【岸会長】新聞がたまってもわからない、わかりようがないですね。

【事務局】ありがとうございました。貴重な御意見をいただきありがとうございました。その他、委員の方で何か情報等ございませつか。大丈夫ですか。ありがとうございます。それでは次年度の開催予定についてお知らせ致します。今年度も年 2 回開催させていただきましたが、来年度も第 1 回目については 9 月頃を予定しております、2 回目はやはりこのぐらいの 2 月、3 月の頭くらいを予定しております。事前に日程調整の御連絡を、今回と同じメール等にさせていただいたと思います。どうぞ御協力よろしく願いいたします。それではよろしいでしょうか。それでは閉会となります。岸会長、閉会の挨拶をいただいてもよろしいでしょうか。お願いします。

【岸会長】お疲れ様でした。これからもこのような問題、独居の問題等、いろいろ出てくると思います。ここでいろいろ議論できればいいと思っております。これからも忌憚ない意見を出していただければと思います。今日はありがとうございました。

【事務局】本日は予定より少し早く終わらせていただきます。御協議いただき誠にありがとうございました。皆様から頂いた御意見などは会議録を作成させていただきます。また記録の方を送付させていただきますのでどうぞお願いいたします。それではこれをもちまして、令和 6 年度第 2 回多摩区地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。皆様、お忙しいところありがとうございました。